

# 清末における各部立案籌備立憲九ヶ年計画

千葉 正史

## 一 清末の籌備立憲と各部による九ヶ年計画

二〇世紀初頭に展開された清朝による改革政策、通称「清末新政」の歴史的意義については、すでに前稿など<sup>①</sup>においても論じたところであるが、特に欧米や日本をモデルとする近代立憲政体への移行を目標として包括的な制度改革が推進されたことは、伝統的な王朝体制下の国家システムからの再編を促進する契機となった。具体的なプロセスとしては、一九〇八年における八年後の憲法公布と国会開設の方針決定により、同年を開始年度とする九ヶ年計画が立案され、それを基礎に以後各年の改革が実施されていったことで、行政・立法・司法の各分野にわたる近代制度の確立が実現を見ていった。辛亥革命による中断までのわずかな期間とは言え、こうした立憲制導入にともなう体系的改革が推進されたことの意味は大きく、本稿では特に同時期の清朝の改革政策を、当時の用語から、立憲制施行準備を意味する「籌備立憲」と規定していくこととしたい。

この籌備立憲の過程では、前述したように、一九〇八年における八年後からの立憲制施行を目標とする九ヶ年計画立案が重要な画期となった。当時の用語で「逐年籌備事宜」と称されたこの年次計画は、憲法草案たる「憲法大綱」など

とあわせて制度改革検討機関である憲政編查館により同年八月二十七日（光緒三十四年八月一日）に提出され、同年を第一年として一九一六年までの九ヶ年間に実行すべき政策課題が、その実施を担当すべき部署とともにリスト化されて列挙された。<sup>②</sup>合計でのべ九二箇条に達するその内容は、議会・地方自治制などの政治制度をはじめとして、財政・司法・法制・警察・教育・戸籍制度等の諸分野にわたり、政治体制の近代化にとどまらず、中国社会の近代的変革を目標とするものであった。<sup>③</sup>これを受けて、慈禧皇太后（西太后）と光緒帝により八年後の立憲制施行が正式に決定され、以後準備を逐年籌備事宜に従って進めるよう、中央・地方の各官僚・各部門に指示が下された。<sup>④</sup>

これらの経緯については、清末新政の重要な施策として、これまでも知られてきた。だが、この後さらに行政各部門ごとに立憲制施行に向けた政策課題の立案が命じられ、翌年までに中央政府各部門ごとに九ヶ年の年次計画が作成されたことは、概説書などではまず言及されず、これまでほとんど十分な研究がなされぬまま近年に至ってきた。本稿では、この清末に立案された各部による籌備立憲のための九ヶ年計画について取り上げ、特にその史料状況について紹介することとしたい。

## 二 各部籌備立憲九ヶ年計画の立案と実施

まず、こうした年次計画が立案された経緯と、その後の実施の過程を、簡単に説明しておく。

前述したように、一九〇八年八月二十七日に憲法大綱とともに逐年籌備事宜を策定した清朝政府は、以後これに従って一九一六年までの改革政策に着手することとなったが、それから約二ヶ月後の一〇月二十三日（光緒三十四年九月二十九日）に至り、慈禧皇太后らにより以下のような上諭（勅命）が中央の各部に対して下された。

先に憲政編查館・資政院により、議院開設以前に各年度ごとに実行すべき準備項目についてリストを作成し、上奏・提出させた。まさに勅命を下して中央・地方の官僚に訓諭し、期限に従って着手させたところである。さて、リストにまとめられた各部門の準備項目について見ると、議院の開設に最も関連したものについて述べたものであり、リストに取り上げられていない各部門については何ら責任を負わず、準備とは無関係で良いというわけではない。例えば外務部は、職務は外交事務を考查し、外交人材を養成することにある。吏部は、職務は人事制度を改革し、任用を検討することにある。礼部は、職務は礼教を修明し、風俗を改良することにある。陸軍部は、職務は国防を強固にし、軍勢を振興することにある。農工商部は、職務は実業を提唱し、利権を保全することにある。郵伝部は、職務は形勢を推し量り、交通政策を総合的に検討することにある。理藩部は、職務は藩部の情勢を考查し、辺境事務を整理することにある。みな憲政と密接に関連する事であり、必然的に連動して進めるべきであろう。即ちリストに盛り込まれた民政部・度支部・学部・法部などの部門についても、なお十分ではない項目が少なからず存在する。もし一面のみにとらわれて目配りを欠き、周到ではないとすれば、議院開設の時期に至っても、態勢は備わらず、紛糾が頻発することを恐れる。各部門に命ず。六ヶ月以内に、憲政編查館・資政院が先に提出したリストの形式に準拠して、それぞれの管轄項目についてこの九ヶ年に実施すべき課題を、時期を分けて列挙し上奏せよ。憲政編查館に交付して、合同で検討し、勅裁をへて実行させることで、権限を明確にし、責任逃れに陥ることのないようにするものである（前據憲政編查館・資政院、將議院未開以前逐年應行籌備事宜、開單具奏。當經降旨、諄諭内外臣工、依期舉辦。查單開各衙門籌備事宜、係就與開設議院最關切近者而言、非謂未列單內之各衙門、便可不受責成、逍遙事外。如外務部、職在考查外事、作養使才。吏部、職在變通選法、考覈任用。禮部、職在修明禮教、移易風俗。陸軍部、職在鞏固國防、振興軍勢。農工商部、職在提倡實業、保守利權。郵傳部、職在審度形勢、統籌

交通。理藩部、職在考查藩情、整飭邊務。皆與憲政息息相通、理應同時並進。即已入單內之民政部・度支部・學部・法部等衙門、尚多有未盡事宜。若顧此失彼、偏而不全、恐屆開設議院之期、規模未備、致滋紛擾。著各衙門、統限六箇月內、按照該館院前奏格式、各就本管事宜、以九年應有辦法、分期臚列奏明。交憲政編查館、會同覆覈、請旨遵行、以專責成、而杜遷延<sup>5)</sup>。

このように、各部に対してその職責がいずれも憲政と密接に関わるものであると指摘され、「リスト」すなわち逐年籌備事宜の列挙項目に実施課題が盛り込まれた部のみに限定することなく、全ての部を対象として今後六ヶ月以内に各部ごとに各自管轄する政策について逐年籌備事宜に準ずる形で年次計画を作成しよう命じられた。

こうした方針の表明により、以後翌年にかけて列挙された各部により行政各分野ごとの年次計画作成が着手された。この間、一九〇八年一月の一四日（光緒三十四年一月二一日）と一五日（一〇月二二日）には光緒帝と慈禧皇太后の相次ぐ死去があり、清朝の政権中枢は大きな変動に見舞われたのであるが、八年後の立憲制施行と、それに向けての「逐年籌備事宜」を柱とする年次計画の実施方針は、変更を見ることなく、宣統帝とその摂政を務める醇親王載灃の政権に継承された。そして各部による九ヶ年計画の立案についても、同年二月一八日（一月二五日）に期限内の提出を厳命する上諭を下すなど、<sup>6)</sup>その実施に向けて各部を督励している。

かくして、期限とされた一九〇九年四月（宣統二年閏二月）に至り、下記のように清朝中央の各部は次々と籌備立憲のための政策方針を上奏し、あわせて大多数の部により行政各分野の九ヶ年の年次計画が提出された。<sup>7)</sup>

一 郵伝部・四月八日（閏二月一八日）

農工商部・四月八日（閏二月一八日）

民政部・四月一三日（閏二月二三日）

理藩部…四月一四日（閏二月二四日） \*年次計画は未作成

陸軍部…四月一六日（閏二月二六日）

吏部…四月一七日（閏二月二七日）

法部…四月一七日（閏二月二七日）

外務部…四月一八日（閏二月二八日） \*年次計画は未作成

学部…四月一八日（閏二月二八日）

礼部…四月一九日（閏二月二九日） \*年次計画は未作成

なお各部のほかに、最高裁判所に相当する大理院も、独自の判断で司法分野での籌備立憲に向けた課題方針を四月二七日（三月八日）に上奏している<sup>8)</sup>。

こうして提出された各部の籌備立憲政策方針ならびに九ヶ年計画は、集約されて憲政編查館に送られて、その審査を受けた。結果は約半年後の九月二七日（八月一四日）、「籌備未尽事宜清單」として提出され、各部ごとに問題点や補足すべき点などの意見が付けられた。これを受けて、部によっては計画の追加立案などもなされたが、その上でその内容の着実な実行が求められることとなった。逐年籌備事宜とあわせて、これらの年次計画は、以後毎年半期ごとにその実施状況を報告することが義務付けられ、上半期の報告は陰曆八月、下半期の報告は翌年二月に、それぞれ立案した部が皇帝に上奏し、同時に憲政編查館へと提出する形で行うことが規定された<sup>1)</sup>。また実施計画についても、状況の変化に応じて柔軟に修正を加えることができるよう、毎年年末に翌年の計画を改めて皇帝および憲政編查館に提出することが規定された。これらの規定に関しては、系統的に実施状況を追うことのできる郵伝部を例に見れば、若干の時期の遅れは見られるものの、辛亥革命勃発後の一九一二年一月まで遵守実行され、革命による清朝政権の終焉まで、その政策を規

定したことが確認できる。

### 三 各部籌備立憲九ヶ年計画をめぐる研究の現状と史料面での制約

以上に述べたような事実から、この籌備立憲にともなう各部による九ヶ年計画の立案と実施が、清末中国の改革過程の中で相応に重要な比重を占める施策であったことは明らかであろう。立憲制の実施という目標が、清朝にとり自らの体制の総変革を意味するものであり、そのために全分野を挙げての改革・近代化に取り組もうとしていたことが、ここから読み取ることができるのだが、これまでの研究における評価は、概して否定的なものであったと指摘できる。

同時期の清朝の改革に関しては、近年中国の学界で研究が活発になされるようになっており、専門書も複数出されている。一九九三年出版と、その早い事例である韋慶遠ら著『清末憲政史』は、文字通り清末の立憲制実施を目指した改革過程の包括的な概説書であり、各部による九ヶ年計画の立案について取り上げた早期の研究の一つでもある。しかしながら、その内容は全体的な立案及び憲政編查館による審査の過程を簡単に紹介したものであり、各部ごとの計画の具体的内容や、その実施状況については、分析を加えていない。にもかかわらず、評価としては、「純然たる各部門の職権範囲内の日常事務や、一般行政上の改革措置に属するものであり、「籌備立憲」とは全く関係ない」という言葉で、事実上切り捨てている。<sup>14</sup> こうした「籌備立憲」を政治制度と直接関わる分野の改革に狭く限定し、そうした観点から各部による計画立案の意義を否定するという主張は、その後二〇一二年に出版された同書の増補版である『清末立憲史』にも全く同じ文面で踏襲され、<sup>15</sup> 二〇年近くを経てもなお見解に大きな変化がないことを示している。このほか、二〇一一年出版の彭劍著『清季憲政編查館研究』では、若干各部の計画内容について具体的な言及をおこなっているも

の、ごく一部分にとどまり、その全容をふまえた分析を加えるには至っていない。そして評価に関しても、基本的には先の『清末憲政史』などと同様に、「郵伝部・農工商部・外務部・陸軍部などの部の『籌備清單（＝課題リスト）』は、全く憲政と無関係である」との言葉で、その大部分について無駄な内容のものと否定している。<sup>16</sup>

こうした中国の学界における否定的評価は、一つには辛亥革命に至る革命運動展開の過程として清末時期の歴史を位置付ける「革命史観」の影響が、なお清朝の改革に対して肯定的に見ることを難しいものとしていることが指摘できる。まさに革命前後へと向かう時期に実施された改革計画を評価することは、辛亥革命の必然性に異議を唱えるに等しいことである以上、革命史観にもとづく歴史認識に立脚することが求められる中国の研究者にとっては、何らかの理由で否定的見解を示さざるを得ないと理解できるのであるが、それとともに、中国における研究の上では、これまで史料上の制約が存在していたことも指摘できるであろう。各部による九ヶ年計画立案に関する史料状況を見ると、提出後の憲政編查館による検討結果をまとめた「籌備未尽事宜清單」については、籌備立憲に関する基礎史料集である『清末籌備立憲檔案史料』に収録されており、前述の各書も引用している。だが、肝心の年次計画、及びその立案主旨について説明した提出に際しての各部の上奏文については、一切収録されていない。実は『清末憲政史』及び『清末立憲史』は、計画それぞれ自体を原文に基づいて確認することなく、「籌備未尽事宜清單」から間接的に内容を把握しただけで、先に述べたような評価を行っているのである。また『清季憲政編查館研究』については、後述する北京の中国第一歴史檔案館に所蔵されている清末時期の「硃批奏摺」中に残されていた「各衙門奏逐年籌備事宜目錄」<sup>17</sup>を使用して、まず各部による計画の提出状況を把握している。だが、これは文字通りどの部が計画を提出したかを列挙した目錄に過ぎず、年次計画の内容に関しては、後述する『大清宣統政紀』から農工商部の事例を紹介するにとどまっている。

このように、これまでの中国での研究では、原史料を参照して各部による九ヶ年計画の内容を分析したものはない。

こうした研究上の制約が意味するのは、現在これらの原史料は中国本土には残されていないということである。年次計画の内容に関しては、宣統帝在位期間の基礎史料である『大清宣統政紀』に一通り掲載されており、このほか清朝後期の政治制度史に関する文献をまとめた『清朝続文献通考』にも掲載されている<sup>19</sup>。ただ、これらの史料では、提出にあたって立案主旨を述べた各部の上奏文はほとんど収録されておらず、また計画の細部に省略も見られるなど、完全にその内容を把握する上では制約が存在する。

筆者は、かつてこの各部による九ヶ年計画の立案について、交通行政を管轄する郵伝部の計画を事例に研究に取り組んだ<sup>20</sup>。その際には、同部の上奏文と提出案件を収録した文献史料として『郵伝部奏議類編・続編』が編纂されていたことから、これを用いてその全容を明らかにすることができた。このように、部によっては個別の史料から計画の立案ならびに実施の状況を説明することも可能である<sup>21</sup>。ただ、多くの部に関しては、必ずしも利用可能な史料に恵まれず、計画の実態を説明する上では、一貫して制約が存在してきた。

#### 四 台北故宮博物院における清朝檔案の所蔵と籌備立憲九ヶ年計画原史料の発見

こうした制約を打破する鍵となる原史料の存在は、中国本土ではなく、台湾において見出されることとなった。なぜそのような状況が生じるに至ったのかを、まず簡潔に説明することとしたい<sup>22</sup>。

そもそも清朝時代には、第五代の雍正帝時期を画期として、政治意志の決定は全国各地の官僚より皇帝に直接提出される「奏摺」と称される上奏文を用いた決裁を主要な手段として展開されるようになっていった。奏摺を受け取った皇帝は、指示を「硃批」すなわち朱筆のコメントとして書き込み、それを上奏した官僚に送り返すことで、自らの決定を



伝えた。官僚は、硃批を拝受した後、それを再び朝廷へと返送し、宮中にて保管されるという手続きがとられた。こうして宮中で奏摺の原本が保管されるとともに、上奏者に返送する際には副本が作成され、軍機処で保管されるという手続きもとられた。こうして長年にわたり蓄積された奏摺の史料群は、前者を「硃批奏摺」、後者を「録副奏摺」と称して区別されるが、中央の官僚や部門からの奏摺については、原則として硃批を書き込まずに直接口頭で皇帝からの指示が伝えられたことから、宮中での保管の対象とはならず、原本を軍機処にて「録副奏摺」とともに保管するという措置がとられた。

こうした奏摺による決裁過程にもなって形成された史料群は、辛亥革命に至るまでの清朝の各時代の政策を体系的に記録する価値を有するものとなった。清末の籌備立憲の過程でも、時々の改革方針の検討は奏摺により皇帝と同時代には慈禧皇太后ないし醇親王に提出され、その決裁を経て実施されていった。一九〇九年四月に各部より提出された籌備立憲の九ヶ年計画についても、原本は「録副奏摺」の一部として軍機処にて順次保管されていったのであるが、やがて大きな歴史のうねりが、これらの史料の所在に影響を及ぼしていくこととなった。辛亥革命後も、奏摺など清朝時代の朝廷の「檔案」すなわち文書史料は故宮で保管され、一九二四年の溥儀出宮と翌年の故宮博物院成立後は中華民国政府の管理するところとなった。その後十五年戦争時期に至って他の故宮文物とともに内陸部などへの疎開が開始され、さらに戦後の国共内戦末期に国民党政権の手で台湾への搬出に着手された。だが、これは結局完了する前に中断し、以後清朝檔案は北京と台湾とで分かれて収蔵されることとなった。すなわち北京に残留した分については、故宮博物院に付属する檔案館（現在の中国第一歴史檔案館）が所蔵することとなったのに対し、台湾に搬出された分については、当初一九四九年に成立した国立中央博物院圖書院聯合管理処の管理下に置かれた後、一九六五年に国立故宮博物院が台北において再発足するとともに、その収蔵に帰した。そして一九九六年には本格的な図書館施設である圖書文獻館が敷地

内にオープンし、外国人も含めて所蔵する書籍等を閲覧公開するようになったのだが、その中に大陸より移送した清朝檔案も含まれることとなった。これにより、これまで編纂史料などを通じてしか知ることのできなかった清朝時代の公文書の内容を、原史料を通じて把握することが可能となり、清朝史研究の進展に大きく寄与することとなった。

筆者は、二〇〇二年に同館を初めて訪問し、奏摺など清朝時代の重要な史料が少なからず所蔵されていることを確認した。以後、台湾渡航のたびに同館にて史料調査を進めてきたのだが、その過程で、同館に所蔵されている清末時期の録副奏摺の中に、各部による籌備立憲九ヶ年計画とその提出にあたっての上奏文がほぼ揃って存在していることを確認することができた。同館における奏摺の所蔵状況は必ずしも網羅的ではなく、清末時期の録副奏摺を例に述べれば、光緒・宣統の三七年間（一八七五―一九一）のうち、同館に所蔵されているのは延べ七年五ヶ月ほどの期間の分にすぎない。ただ、光緒三四年六月から宣統二年七月までの二年あまりの期間は、まとまって同館に存在している。その間に、まさに九ヶ年計画の立案がなされ、そして中央官僚からの奏摺として原本が録副奏摺中に保管されたという偶然が、これらの史料が現在中国本土ではなく、台湾において所蔵される要因となったのである。

##### 五 各部籌備立憲九ヶ年計画の所蔵状況と概要

以上、かなり長い背景説明となったが、現在清末に作成された各部の九ヶ年計画は、度支部のものが確認できないのを除き、台湾台北市の国立故宫博物院図書文献館において所蔵され、利用者の閲覧に公開されている。<sup>23</sup>ただ、現時点ではこれを活用して計画の詳細を分析した研究は、管見の限り見当たらない。清末時期の改革に対する研究は専ら中国で進展を見るようになっていながらも関わらず、重要な史料は台湾に存在しているということはあまり認識されていないよ

うであり、結果として旧来の見解を塗り替えるような事実解明は進んでいない。また、日本における中国近代史研究においては、革命史観の束縛を離れて清末時期の改革の重要性を客観的に評価するようになってきてはいるものの、まだまだ研究の手薄さから、その全容を解明するには至っていない。

こうした研究の現状を打破するためにも、基礎となる史料の存在状況について明らかにすることは、少なからぬ意味があることと思われる。本稿では、以下、一九〇九年四月に提出された清朝各部の籌備立憲にともなう政策方針の検討結果の上奏文と、行政各分野の九ヶ年の年次計画について、提出順にその所蔵データと、概要の紹介を記すこととする。なお所蔵データについては、国立故宫博物院図書文献館のホームページから検索することが可能である。<sup>26)</sup>

## 凡例

### (一) 国立故宫博物院図書文献館 所蔵目録データ

- ① 清代宮中檔奏摺及軍機処檔摺件 文獻編號
- ② 具奏人・官職
- ③ 具奏日期
- ④ 事由

### (二) 上奏文概要

### (三) 年次計画概要

## 郵伝部

(一) 国立故宫博物院図書文献館 所蔵目録データ

① 一七六四五

② 徐世昌等・郵傳部尚書

③ 宣統元年閏二月一八日（一九〇九年四月八日）

④ 奏報應辦要政分別按年籌辦事（附清單一件）

(二) 上奏文概要

上奏文の通例として、まず冒頭に検討を命じた光緒三十四年九月二十九日の上諭、およびその後の提出を督励する上諭が引用され、その上で、同部による籌備立憲の政策方針について、交通行政の所管状況より説明が述べられている。もとは船舶・鉄道・電信・郵便の運輸・通信四分野を管轄対象とすることを前提として、一九〇六年（光緒三十二年）の中央官制改革に伴い新設されたが、実際にはこの時点では鉄道と電信の二分野のみが同部の所管であり、船舶と郵便については、海関（税関）を管轄する税務司などの管轄下に置かれていた。そのことから、同部は現時点では直接管轄下にある鉄道・電信の二分野に限って具体的計画を立案せざるを得ないことを表明し、その上で、この両分野について順次政策課題を説明している。

まず鉄道政策に関しては、路線計画の策定、建設の推進、そして旧条件による借款の早急な返済の三点が、今後の基本方針として挙げられた。路線計画については、今後実地測量を進めた上で最終年度の一九一六年に全国鉄路敷設法を制定し、全国鉄道網の整備計画を立案することとした。そして建設方針としては、官営鉄道未成線の期限内完成を目標とするともに、民営計画に対しては、その事業状況を把握した上で、目標期限内に完成させる見込みの立たない計画については、官営計画への転換を視野に見直しを進める事とした。既に開業した路線については、中国側の運営権を侵害す

る条項を含んだ借款契約により建設されたものは、早急に返済を終わらせることで、利権の回復を進めていくこととした。

電信政策については、既に基本的な全国ネットワークの形成という課題を達成しており、その上で事業全般の充実に図っていくこととした。具体的には、ネットワークの一層の拡充や老朽施設の改良、機材の国産化、無線電信・電話などの事業の拡充、万国電信連合への加盟といった、更なる事業発展に向けた積極的な方針が盛り込まれた。

このほか具体的な実施年度が設定できない課題として、状況に応じた鉄道・電信路線の新設や改良、鉄道総合法規たる「路律」の制定、郵政事業の電信事業との統合による通信事業分野の一元化、そして地方官営電信の中央移管といった施策についても末尾で言及し、同部による課題の表明としている。

### (三) 年次計画概要

同部の計画は、第一年の光緒三四年（一九〇八）から第九年の宣統八年（一九一六）までの九ヶ年について、特に細目分けなどはせずに、個々の課題を列挙する形式で提出されている。合計で一七七項目にのぼり、そのうち鉄道政策関連が九四項目、電信政策関連が八〇項目、その他交通関連教育政策が三項目となっている。

光緒三十四年 第一年 三二項目

宣統元年 第二年 三五項目

宣統二年 第三年 二一項目

宣統三年 第四年 二二項目

宣統四年 第五年 一七項目

宣統五年	第六年	一四項目
宣統六年	第七年	一三項目
宣統七年	第八年	一二項目
宣統八年	第九年	一一項目

## 農工商部

(一) 国立故宮博物院圖書文献館 所蔵目錄データ

① 一七六四四八

② 溥頤等・農工商部尚書

③ 宣統元年閏二月一八日（一九〇九年四月八日）

④ 奏報釐訂農工商部分年籌備事宜（附清單）

## (二) 上奏文概要

まず冒頭に光緒三四年九月二九日の上諭を引用した後、同部の政策展開の歴史を光緒二九年（一九〇三年）における前身の商部設立よりさかのぼって叙述し、その上で籌備立憲の政策方針について説明している。商工業を中心とする産業振興を使命として設置された同部は、一貫して経済関係の制度整備と民間経済活動の奨励振興に取り組み、計画検討に当たっても、こうしたこれまでの方針の延長線上に諸課題に取り組むことを表明した。同部は産業振興の重要性について、「まことに国を強くするのは兵であり、国を富ませるのは実業であります。農工商業の重要性は、海陸軍に劣るものではないと云いません。富と強とは実に相表裏するものであり、よく富むことができ、その後、強くなることのできる

るのであります（良以強國者兵、富國者即實業。農工商之重要、初不減於海陸軍也。富與強、實相表裏、能富而後能強」と述べ、富國強兵化という国家の基本課題を実現するためにも、産業の発展が必要であることを指摘している。その上で、調査・籌議（検討）・興辦（着手実施）・編制の四種類に分けて取り組むべき課題をのべ一二八項目列挙し、年次計画でその実行に順次取り組むこととしたが、各種の法令編纂に関しては、法制整備を主管する法律館により商法が起草制定されるのを待つて、その規定と抵触せぬよう内容検討することとしている。

### （三）年次計画概要

同部の計画は、第一年の光緒三四年（一九〇八）から第九年の宣統八年（一九一六）までの九ヶ年について、それぞれ調査類・籌議類・興辦類・編制類の四種類に課題を分類し、表形式で提出されている。課題は合計で一二八項目にのほり、そのうち経済産業状況の実態などを調べる調査類が二八項目、各地での産業振興関係機関の設置や産業振興の施策などを検討する籌議類が二九項目、その検討項目を実施する興辦類が三九項目、経済産業関係の法令や参考図書を制定・編纂する編制類が三二項目となっている。

第一年 調査類一項目・籌議類三項目・興辦類五項目・編制類三項目  
第二年 調査類四項目・籌議類四項目・興辦類六項目・編制類四項目  
第三年 調査類五項目・籌議類二項目・興辦類九項目・編制類六項目  
第四年 調査類五項目・籌議類七項目・興辦類二項目・編制類五項目  
第五年 調査類二項目・籌議類五項目・興辦類二項目・編制類一項目  
第六年 調査類二項目・籌議類六項目・興辦類五項目・編制類二項目

第七年 調査類一項目・籌議類一項目・興辦類五項目・編制類一項目  
 第八年 調査類三項目・籌議類一項目・興辦類二項目・編制類二項目  
 第九年 調査類五項目・興辦類三項目・編制類八項目

## 民政部

(一) 国立故宮博物院圖書文獻館 所藏目錄データ

① 一七六五四六 (年次計画)、一七六五四七 (上奏文)

② 善耆等・民政部尚書

③ 宣統元年閏二月二三日 (一九〇九年四月一三日)

④ 民政部擬訂逐年籌備辦理事件之清單 (一七六五四六)、奏報該部逐年籌辦之事件 (一七六五四七)

## (二) 上奏文概要

まず冒頭に光緒三四年九月二九日の上諭、および計画提出を督励する一月二五日の上諭が引用され、その上で、同部による籌備立憲の政策方針について、「立憲の基本は、まず内政を重んじます。内政がよく修められれば、すなわち人民は皆秩序を尊重することを知りようになり、議会の制度はおのずと実行できるようになります。臣部は民政を職責とし、所管の事務は議院の開設と密接に関わることが最も多くございます (立憲之本、首重内政。内政修明、則人民皆知尊重秩序、代議之制、自能實行。臣部職司民政、所有本管事宜、與開設議院切近之事最多)」と述べ、籌備立憲の上での同部の役割の大きさが指摘されている。そして戸口の調査、地方自治の実施、巡警 (警察) の設立を主要課題に挙げ、これらはいずれも「逐年籌備事宜」でその推進が明記されたが、さらに同部の年次計画において詳細な課題設



定を行うことで、「つとめて首尾一貫して経緯の明らかとなるようにして、議院設立の時期を狂わせることなく、憲政完備の効果を収められるようにするものであります（務期首尾貫串、経緯分明、毋誤議院設立之期、而實收憲政完備之效）」とした。

(三) 年次計画概要

同部の計画は、第二年の宣統元年（一九〇九）から第九年の宣統八年（一九一六）までの八ヶ年について作成された。課題は合計で五三項目にのぼり、地方自治制度確立・戸口調査・巡警制度整備を推進して、憲法公布と議院選挙及び開会が予定されている宣統八年には有権者登録と選挙区の確定を実施することを目標としている。

宣統元年	第二年	一一項目
宣統二年	第三年	九項目
宣統三年	第四年	八項目
宣統四年	第五年	八項目
宣統五年	第六年	六項目
宣統六年	第七年	四項目
宣統七年	第八年	三項目
宣統八年	第九年	四項目

理藩部

(一) 国立故宫博物院図書文献館 所蔵目録データ

① 一七六五五四

② 達壽等・理藩部尚書

③ 宣統元年閏二月二十四日(一九〇九年四月一四日)

④ 奏報遵旨籌辦藩屬憲政事宜

(二) 上奏文概要

まず冒頭に光緒三十四年九月二十九日の上諭が引用され、その上で同部による籌備立憲の政策方針について、同部の管轄する藩部行政の特殊性を説明するところより始めている。そもそも理藩院を前身とする同部は、モンゴル・チベットを中心とする藩部との関係に関する事務を引き続き主管し、同時にこれらの地域に対する中国内地からの入植・開墾や現地社会の近代化政策も担うことが求められていた。だが藩部行政の現状について、同部は「蒙(モンゴル)・藏(チベット)・回疆(ウイグル等ムスリム民族地域)は、そもそも藩部の制度のもとにあり、一切の行政はいずれも特別な規定に係るもので、憲政と相去ること遠いのみならず、内地各省の統治体制とも異なります(蒙藏回疆、本為藩制、一切行政、均係特別規定、不獨與憲政相去較遠、即與内地省治、亦有不同)」と指摘した。その上で、藩部に対する籌備立憲の方針としては、中国内地の各省とは異なる以下のような方針を提起した。

ゆえに、憲政の準備を進めようとするならば、すべからず緩急を分別して、その最も切実重要なものを選択して先行実施すべきであります。そのほかの藩部に関する憲政の課題は、状況を見極めた上で形勢に従って誘導し、次第に実施すべきであります。そうすることで、藩部(の人々)に適切に対応してその疑念やおそれを生じさせるようなことはせず、藩部の制度に違背することなく我が辺境を強固にすることを希求するものであります(故欲籌備

事宜、須分別急緩、擇其最關切要者、先為舉辦。其餘有關藩屬憲政事宜、應體察情形、因勢利導、次第推行。庶幾於蒙屬有宜、而不生其疑畏怖、與藩制不背、而能固我邊陲也。

その上で、籌備立憲の目前の課題である諮議局・資政院の開設をめぐって、内地各省では諮議局議員より互選で選出される資政院の議員を、藩部においては世襲で爵位を継承する王公より選出するよう求めた。そこでは「蒙・藏・回部は、内地とは状況が異なるとはいえども、その土地・人民は、すなわち内地各省と同様に国家の完全なる領土にあり、ともに唯一の主権のもとに統治を受けているのであります（蒙藏回部、雖與内地情形不同、而其土地人民、則與内地各省、同為國家完全之領土、同受治於維一主權之下）」と、中国の主権の下にあって国家の領土を構成する地域として藩部を内地と同列に位置付け、直ちには内地と同様に諮議局を設立することはできないものの、憲政への参加の実現を必須の課題として求めた。そして王公からの議員選出を提議するとともに、内蒙古の定住化が進んだモンゴル人に関しては、漢語に通じていることと、一定の居住地と財産を有していることを条件として選挙権・被選挙権を認めることも提議し、同部による籌備立憲の主要課題としている。そのほかに、既に着手している藩部各地の地理・社会状況の調査事業について全面的に実施し、その成果をもとに今後の施策を検討・実施することとしている。

### (三) 年次計画概要

同部については、「逐年籌備事宜」に基づく年次計画の実施自体が困難であることから、独自の政策年次計画は作成されなかった。

## 陸軍部

### (一) 国立故宫博物院圖書文献館 所藏目錄データ

清末における各部立案籌備立憲九ヶ年計画

① 一七六七〇五

② 奕助等・管理陸軍部大臣

③ 宣統元年閏二月二十六日（一九〇九年四月一六日）

④ 奏議陸軍應籌事宜並擬分年辦事綱要（附清單一件）

（二） 上奏文概要

まず冒頭に光緒三四年九月二十九日、および一月二五日の上諭が引用され、その上で、同部による籌備立憲の政策方針について、「立憲の国では、君主が軍事権を総攬し、議院の干与できることではございません。軍事行政は内閣（の職務権限）に列挙されてはおりますが、軍画の要図は君主に直屬しております。そうすることで、君を尊び武を尚び、政党の牽制を防止して機宜の密捷なることを期待するのであります（立憲之國、君主總攬軍權、非議院所得干預。雖軍事行政列入内閣、而軍畫要圖、直接君上。所以尊君尚武、杜政党之牽掣、冀機宜之密捷也）」と述べ、いわゆる統帥権の独立に立脚した軍事行政のあり方を説明している。その上で、清朝の軍事史における皇帝親率の伝統を回顧し、籌備立憲に向けた現状の課題としては、新政開始以来取り組んできた軍制改革の完成を位置付けた。中央の陸軍部・軍諮府（参謀本部に相当）と、全国各省における陸軍三十六鎮（師団に相当）の編制を柱とする新たな軍制の確立により、同部は立憲体制下の挙国一致の軍事体制を「立憲各国は、軍事を重視し、上下一心でありますので、人員や財源の動員にあたっては必ずや全国の力を尽くして臨み、尻込みするようなことはありません（立憲各國、趨重軍事、上下一心、故用人用財、必竭全國之力、以相赴而無瞻顧前却之虞）」と述べ、国民一人一人に「従軍の樂、敵愾の心」を持たせることで、「専制の孤危」を救って全世界的な軍事競争の局面に対応していくと展望している。また計画年限については、「逐年籌備事宜」より一年早い宣統七年を目標達成年度とし、宣統元年から同年までの七年間で年次計画を立案することにして

いる。

(三) 年次計画概要

同部の計画は、上述のように第二年の宣統元年（一九〇九）から第八年の宣統七年（一九一七）までの七ヶ年について作成された。課題は合計で八九項目にのぼり、大多数の項目は単に課題を列挙するだけでなく、かなりまとまった分量の説明文を付随させている。特に重要な課題である徴兵制の実施については、宣統元年の検討開始に始まって、逐次法制度の整備などを進め、「逐年籌備事宜」で宣統五年に戸籍法の施行が予定されていることをふまえて、翌宣統六年より徴兵を試行的に開始し、全面实施に向けて推進していくこととなっている。

宣統元年	預備立憲第二年	二〇項目
宣統二年	預備立憲第三年	一八項目
宣統三年	預備立憲第四年	一四項目
宣統四年	預備立憲第五年	八項目
宣統五年	預備立憲第六年	七項目
宣統六年	預備立憲第七年	一〇項目
宣統七年	預備立憲第八年	一二項目

吏部

(二) 国立故宮博物院圖書文獻館 所蔵日録データ

① 一七六七五四

② 陸潤庠等・吏部尚書

③ 宣統元年閏二月二七日（一九〇九年四月一七日）

④ 奏報妥議憲政籌備事宜（附清單）

（二）上奏文概要

まず冒頭に光緒三十四年九月二九日の上論が引用され、その上で、同部による籌備立憲の政策方針について、立憲体制におけるその役割から説明が述べられている。歴史的には六部の首班として重要な地位にあった吏部であるが、立憲制下の行政機構にあつては、「臣部の職掌は、わずかに外国の試験委員・行政裁判とおおよそ類似するものであります（臣部職守、僅與外國試驗委員・行政裁判、約略相似）」と、同部自ら指摘している。他国であれば、独立した閣僚の所管官庁を設置するまでもない分野であり、実際にこの後一九一一年の近代内閣制度実施に当たっては、同部は廃止されることとなるのであるが、この時点では存続を前提として計画が検討され、「数年後に憲政の諸制度がほぼ態勢を確立させたとしても、資格に適合する官吏はなお多くは得られませんでしょう。そこで将来政府（Ⅱ内閣）が議院の質疑に直面した際には、必ずや吏部が政府の背後に控えることで、人事権はその牽制するところとなることを免れるのであります（數年之後、憲政諸事粗具規模、而合格之官吏、未必遂能多得。則異時以政府當議院之衝、仍必以吏部承政府之後、而黜陟之權、不為所制）」と、立憲政治のもとでの同部の存続意義が指摘された。その上で課題として、官吏の人事制度に関して、籌備立憲にともなう官制改革と連動して検討改革を進める方針を表明している。

（三）年次計画概要

同部の計画は、第一年の光緒三十四年（一九〇八）から第九年の宣統八年（一九一六）までの九ヶ年について作成され

た。課題は合計で三五項目にのぼり、旧来の人事制度の改革を中心に施策が列挙されている。特に宣統七年には「逐年籌備事宜」で八旗制度の実質的な撤廃に向けた改革が予定されていることを受け、これまでの旗人を対象とする「満缺」と、漢人を対象とする「漢缺」とに分かれる官僚ポスト制度を廃止する方針が盛り込まれた。

光緒三十四年 第一年 二項目

宣統元年 第二年 五項目

宣統二年 第三年 六項目

宣統三年 第四年 三項目

宣統四年 第五年 五項目

宣統五年 第六年 四項目

宣統六年 第七年 四項目

宣統七年 第八年 三項目

宣統八年 第九年 三項目

法部

(一) 国立故宫博物院図書文献館 所蔵目録データ

① 一七六七五五

② 戴鴻慈等・法部尚書

③宣統元年閏二月二七日（一九〇九年四月一七日）

④奏報統籌辦理司法行政事宜（附清單一件）

（二）上奏文概要

まず冒頭に光緒三十四年九月二十九日の上諭が引用され、その上で、同部による籌備立憲の政策方針について、「臣部は全国の法律執行機関を統轄しております。およそ司法上の行政事務は責任が複雑で重く、まことに議院の開設と最も密接に関係しております（臣部為統轄全國執法之機關、凡司法上之行政事務、責任重繁、實於開設議院、最關切近）」と述べて、その役割の重要性を指摘した。立憲制実施の前提となる三權分立の確立に向けて、一九〇七年より裁判所に当たる審判庁の設置が開始され、中国においても司法の独立が図られることとなった。そうした政策を行政面で推進する同部は、全国的な近代司法制度の確立を憲法公布までに実現すべく、年次計画の立案に当たることとなった。そうした自らに課せられた使命を、同部は「各国の立憲政体は、いずれも三權分立を要義とします。臣部は司法制度改革に着手したばかりで、適宜調整しながら推進を図る中で、どうして敢えて過大な方針を打ち出すことがありますか。ただ、司法権の關係する事柄である以上、放置して我関せずというわけにはまいりませんし、また政体に関わる事柄である以上、簡便であれば良いと済ますべきものでもありません（各國立憲政體、均以三權分立為要義。臣部改制方新、一張一弛之間、豈敢稍存矜張之見。然或因法權所繫、未容以放棄自安。或因政體攸關、又難以簡陋自隘）」と述べ、籌備立憲の九年における具体的計画を立案している。

（三）年次計画概要

同部の計画は、第一年の光緒三十四年（一九〇八）から第九年の宣統八年（一九一六）までの九ヶ年について作成された。課題は合計で四〇項目にのぼり、特に宣統元年と翌二年に各種規則など制度の立案決定を集中的に進めた後、憲法



公布前年の宣統七年までに全国の城鎮郷（＝日本の市町村に相当）レベルでの初級審判庁（＝簡易裁判所に相当）の設置を達成するという「逐年籌備事宜」の予定に従って、政策を進めることとしている。

光緒三十四年 第一年 五項目

宣統元年 第二年 九項目

宣統二年 第三年 一〇項目

宣統三年 第四年 三項目

宣統四年 第五年 三項目

宣統五年 第六年 三項目

宣統六年 第七年 二項目

宣統七年 第八年 三項目

宣統八年 第九年 二項目

## 外務部

(一) 国立故宫博物院図書文献館 所蔵目録データ

① 一七六七六五

② 突助等

③ 宣統元年閏二月二八日（一九〇九年四月一八日）

## ④ 奏報籌備外務部辦理憲政事宜並擬章程事（附清單二件）

## （二） 上奏文概要

同部からの奏摺については、他の部とは異なり、原本ではなく副本が「録副奏摺」中に保管されている。内容としては、まず冒頭に光緒三十四年九月二十九日の上諭が引用され、その上で、同部による籌備立憲の政策方針について述べている。外交を所管する官庁として、同部は条約改正による治外法権の回収を最大の課題として指摘し、「主権に関わるのみならず、憲政にも関連する事柄であり、最も思慮を尽くして〔実現に向けた〕手段を講じるべきであります（主権所繫、即憲政所關、尤應殫思竭慮、設法圖維）」と主張した。ただ、国内行政とは異なり、あらかじめ実施年度を策定することは困難であるとして、同部は年次計画の立案は行わないこととした。その代わりに、こうした課題の実現につながる施策として、在外交官からの報告規程となる「出使報告章程」、および外交官の人事登用規程となる「出洋任用章程」を制定することを提議し、外交活動の制度整備を通じて、外交懸案の解決を図るという方針を表明している。

## （三） 年次計画概要

同部については、以上に述べたように年次計画は作成されなかった。それに代わって、「出使報告章程」と「出洋任用章程」の各草案を付随して提出している。

## 学部

## （一） 国立故宫博物院図書文献館 所蔵目録データ

## ① 一七六七六六

## ② 張之洞等・學部尚書

③宣統元年閏二月二八日（一九〇九年四月一八日）

④奏報學部按年籌辦憲政事宜並酌擬章程事（附清單一件）

（二）上奏文概要

まず冒頭に光緒三四年九月二九日の上論が引用され、その上で同部による籌備立憲の政策方針について、同部の職務より説明している。普通教育と専門教育の二分野より構成される教育行政を管轄する同部は、立憲制実施に向けた国民教育を担うという重要な課題を有し、上奏文においても、そうした政策課題の意義が以下のように述べられた。

けだし立憲政体は、上下が一心となることを期待いたします。必ずや普通教育が普及することができて、その後国民の知識・道徳は日に増進するのであります。国民の程度はこれによって日に高まり、そのことによって地方自治や議員の選挙も順調に実施することができます。庶政を輿論に公にすることも、それにより初めて別の問題が生じるといふ心配を免れることができます（蓋立憲政體、期於上下一心。必普通教育實能普及、然後國民之知識道徳日進。國民程度、因之日高、庶幾地方自治・選舉議員各事、乃能推行盡利、而庶政公諸輿論、始無慮別滋弊端）。

そして、立憲制の実施による富国強兵化の実現も、各種の人材がなければ困難であるとし、そのためには専門教育についても推進する必要があると指摘した。一方では、全国的な学校教育の推進などのためには莫大な財源が必要とされ、財政難の当時の清朝政府にとっては難しい課題でもあったが、同部は「教育は憲政の根本中の根本であり、断じて因循に先延ばしなどをして、九ヶ年の籌備立憲の予定期間を誤らせるわけにはまいりません（教育為憲政根本中之根本、斷不敢因循敷衍、致誤九年立憲之期）」と主張し、政府の主導により財源保障を図り政策課題を実現することを求めて、方針表明としている。

## (二) 年次計画概要

同部の計画は、第二年の宣統元年（一九〇九）から第九年の宣統八年（一九一六）までの八ヶ年について作成された。課題は合計で八七項目にのぼり、普通教育・専門教育双方の学堂（＝学校）設立の推進と教育制度の整備を推進して、最終年度の宣統八年には「強迫教育」すなわち義務教育制度を試行実施することを目標としている。

宣統元年 預備立憲第二年 二三項目

宣統二年 預備立憲第三年 二二項目

宣統三年 預備立憲第四年 一七項目

宣統四年 預備立憲第五年 八項目

宣統五年 預備立憲第六年 五項目

宣統六年 預備立憲第七年 三項目

宣統七年 預備立憲第八年 四項目

宣統八年 預備立憲第九年 五項目

## 礼部

(一) 国立故宮博物院図書文献館 所蔵目録データ

① 一七六八〇八

② 溥良等

③宣統元年閏二月二十九日（一九〇九年四月一九日）

④奏報禮部籌備立憲事宜並酌擬辦法

(二) 上奏文概要

同部の上奏文は、まず冒頭に「逐年籌備事宜」の実施を命じた光緒三十四年八月一日の上諭、続いて九月二十九日の上諭、そして「逐年籌備事宜」の実行を命じる十一月二十四日の上諭がそれぞれ引用され、その上で籌備立憲の政策方針について説明している。近代以前には儒教の教義に基づき礼教の制定のほか、科挙や朝貢国との外交を所管してきた礼部は、同時期には専ら礼俗制度の検討と制度書として「通礼」を編纂することを職務としていた。光緒三十三年八月二日（一九〇七年七月一日）には同部に礼学館を設置して、立憲体制のもとでの新たな礼俗制度の検討・制定を進めることになり、<sup>28</sup> ちようどこの上奏の直前の宣統元年閏二月四日（一九〇九年三月二五日）に進捗状況が報告されたばかりであった。<sup>29</sup> こうしたそれまでの取り組みをふまえて、同部による政策方針は、今後三年以内に「通礼」の編纂を完成させ、その上で四年後からその普及を各部などと共同で推進していくことを表明するものとなった。なおこの後の一九一一年の近代内閣制度実施に当たっては、同部は典礼院に改組され、内閣を構成する各部とは異なる位置付けの機関に移行している。

(三) 年次計画概要

同部については、上記のようなおおまかな年次目標が上奏文中で述べられたにとどまり、別に年次計画は作成されなかった。

- (1) 千葉正史「清末行政綱目訳註(二)」『東洋大学文学部紀要』第六五集史学科篇第三七号(二〇一二年三月)。
- (2) 「憲政編查館資政院会奏憲法大綱暨議院法選舉法要領及逐年籌備事宜摺」、「清末籌備立憲檔案史料」(故宮博物院明清檔案部編、中華書局、一九七九年。以下「檔案史料」と略)五四～六七頁。
- (3) その具体的内容については、熊達雲『近代中国官民の日本視察』(成文堂、一九九八年)三四六～三四九頁に、全箇条の日本語訳が掲載されている。
- (4) 『大清德宗景皇帝実録』(以下「德宗実録」と略)卷五九五、光緒三十四年八月甲寅朔。
- (5) 『德宗実録』卷五九六、光緒三十四年九月辛亥。
- (6) 『大清宣統政紀』(以下「政紀」と略)卷三、光緒三十四年十一月丁未。
- (7) なお、各部のうち、財政を主管する度支部については、現在検討結果の上奏文を確認することができないが、以下の史料より、推進すべき政策内容が基本的に逐年籌備事宜によって包括されていることから独自の計画立案は見送ったことが判明する。「覆核各衙門九年籌備未尽事宜清單」、「檔案史料」七三～七八頁。
- (8) 「国立故宮博物院図書文献館所藏清代宮中檔奏摺及軍機処檔摺件」一七六九七七号、宣統元年三月八日大理院正卿定成等奏。「政紀」卷十一、宣統元年三月丁巳。
- (9) 「覆核各衙門九年籌備未尽事宜清單」、「檔案史料」七三～七八頁。
- (10) 例えば郵伝部については、郵政・船舶行政の両分野について、それぞれ年次計画を追加立案している。「接收郵政並分年籌備辦法摺」、「郵伝部奏議類編・続編」(『近代中国史料叢刊』第十四輯、文海出版社)二二九三～二二九八頁。交通部・鉄道部交通史編纂委員会『交通史総務編』(南京、交通部、一九三七年)第五章二一三～二一七頁。また、千葉正史『近代交通体系と清帝国の変貌——電信・鉄道ネットワークの形成と中国国家統合の変容——』(日本経済評論社、二〇〇六年)の二七二～二七六頁を参照。
- (11) 「憲政編查館会奏設立専科考核議院未開前応行籌備事宜酌擬章程摺」、「檔案史料」六九～七一頁。
- (12) 「憲政編查館会奏覆核各衙門九年籌備未尽事宜摺」、「檔案史料」七一～七三頁。
- (13) 前掲拙著『近代交通体系と清帝国の変貌』の二七六～二七七頁を参照。
- (14) 韋慶遠・高放・劉文源『清末憲政史』(北京、中国

- 人民大学出版社、一九九三年）二六四～二六六頁。
- (15) 高放等『清末立憲史』（北京、華文出版社、二〇一二年）二二七～二二八頁。
- (16) 彭劍『清季憲政編查館研究』（北京、北京大学出版社、二〇一一年）二六四～二六六頁。
- (17) 中国第一歴史檔案館編『光緒朝硃批奏摺』（北京、中華書局、一九九六年）第三三輯「八九号 各衙門奏逐年籌備事宜目錄」。なお文書の作成時期をめぐっては、同書は光緒三四年（一九〇八）と実際より一年早めて記載している一方で、『清季憲政編查館研究』は一九一〇年の前半期と、逆に実際より一年遅らせる誤認を犯している。
- (18) 『政紀』卷一〇、宣統元年閏二月戊戌、癸卯、甲辰、丙午、丁未、戊申、己酉。
- (19) 劉錦藻纂『清朝統文獻通考』卷三九六憲政考四。
- (20) 千葉正史「郵伝部籌備立憲九ヶ年計画—交通政策史上における清末立憲改革の位置」（『近きに在りて』第三九号、二〇〇一年）。後、改稿の上で、前掲拙著『近代交通体系と清帝国の変貌』に第五章「政治体制の改革と近代交通行政の成立」として収録。
- (21) 例えば郵伝部・農工商部・民政部・吏部・法部・学部・礼部の上奏文および年次計画については、『大清宣統新法令』に収録されている（『大清新法令 点校本』（商務印書館、二〇一〇年）第五卷）。ただし、上奏文に若干の省略がある。
- (22) 以下、千葉正史「台北故宮博物院における清末奏摺史料の所蔵と利用の現状について——IT化による情報公開環境の変革」（『近きに在りて』第四六号、二〇〇四年）を参照。
- (23) 度支部による籌備立憲の計画検討については、先に挙げた「各衙門奏逐年籌備事宜目錄」に「度支部奏摺一件」と記されているほか（『光緒朝硃批奏摺』第三三輯「八九号 各衙門奏逐年籌備事宜目錄」、憲政編查館による計画検討結果を述べた「覆核各衙門九年籌備未了事宜清單」（『檔案史料』七三～七八頁）にも度支部の奏摺が引用されており、年次計画の立案は見送ったものの、検討はなされたことが確認できる。ただ、『大清宣統政紀』には同部の計画提出に関する記事が見出されず、理由は不明であるが、提出に際して他の部とは異なる取り扱いを受けたことが推測される。
- (24) なお現在は、基本的に史料の画像データ化がなされており、閲覧はパソコンを使用して画像ファイルの形で見るようになっていいる。
- (25) 同館の公式ホームページ「圖書文獻館」(URL: <http://tech2.njpm.edu.tw/museum/index.aspx?lang=zh-tw>)

より、「資料庫検索」の「清代宮中檔奏摺及軍機處檔摺件資料庫」で所蔵データの検索が可能である。

- (26) 一九〇六年（光緒三十二年）の官制改革で理藩院より改組設置。

- (27) 奏摺の原本と副本との明確な差異としては、前者が字を崩さず楷書で書かれるのに対して、後者は行書の崩し字で書かれており、各部より提出された年次計画提出の奏摺が楷書である中で、外務部からの奏摺のみは行書で書かれている。副本の方が「録副奏摺」中に保管された理由としては、原本には「硃批」で決裁が書き込まれたことで、「硃批奏摺」中に分類されたと推測されるが、こうした取り扱いの差異が生じた理由は不明である。

- (28) 『徳宗実録』巻五七五、光緒三十三年六月辛酉。

- (29) 『政紀』巻九、宣統元年閏二月甲申。